

青森県報

号外第二十六号

平成十五年三月三十一日(月曜日)

目 次

規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則……………(人事課)…

規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月三十一日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第二十四号

青森県行政組織規則の一部を改正する規則

青森県行政組織規則(昭和三十六年二月青森県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「班」を削り、「第二款 課及び室の分掌事務」を「第二款 課の分掌事務」に、「総務部各課及び室」を「総務部各課」に、「環境生活部各課及び室」を「環境生活部各課」に、

「第五目 商工観光労働部各課及び室の分掌事務(第十三条の二)」を

「第五目 商工労働部各課の分掌事務(第十三条の二)」

「第五目の二 文化観光部各課の分掌事務(第十三条の三)」

に、

- 「班等の分掌事務(第十七条の三)」を「グループの分掌事務」に、
- 「第三目 環境保健センター(第四十九条・第五十四条)」を
- 「第三目 環境保健センター(第四十九条・第五十三条)」
- 「第三目の二 原子力センター(第五十三条の二・第五十四条)」に、
- 「商工観光労働部」を「商工労働部」に、
- 「第一目の二 計量検定所(第百条・第百条の二)」
- 「第一目の三 産業技術開発センター(第百条の二の二・第百条の二の五)」
- 「第一目の四 工業試験場(第百条の三・第百条の五の三)」
- 「第二目 削除(第百条の六・第百条の八)」
- 「第三目 削除(第百条の九・第百条の十)」
- 「第四目 機械金属技術研究所(第百条の十一・第百条の十四)」
- 「第五目 削除(第百条の十五・第百条の十六)」
- 「第六目及び第七目 削除(第百条の十七・第百条の二十)」
- 「第八目 削除(第百条の二十一・第百条の二十四)」
- 「第九目 削除(第百条の二十五・第百条の二十六)」
- 「第十目 職業能力開発校(第百条の二十七・第百条の三十)」
- 「第十一目 削除(第百条の三十一・第百条の三十四)」
- 「第十二目 障害者職業能力開発校(第百条の三十五・第百条の三十八)」
- 「第十三目 削除(第百条の三十九・第百条の四十)」
- 「第二目 工業総合センター(第百条・第百条の六)」
- 「第三目 職業能力開発校(第百条の七・第百条の十)」
- 「第四目 障害者職業能力開発校(第百条の十一・第百条の十四)」

を

「第二目 農業研究推進センター（第八十条・第一百一十一条）
 第三目 グリーンバイオセンター（第一百一十二条・第一百五十五条）
 第四目 農業試験場（第一百六条・第二百一十一条）
 第五目 畑作園芸試験場（第二百二十二条・第二百二十六条）
 第六目 フラワーセンター（第二百二十七条・第二百三十条）
 第七目 りんご試験場（第三百三十一条・第三百三十五条）
 第八目 畜産試験場（第三百三十六条・第四百十条）」
 「第二目 農林総合研究センター（第八十条・第一百九条）
 第三目 水産総合研究センター（第二百二十条・第二百二十五条）
 第四目 ふるさと食品研究センター（第二百二十六条・第二百三十一条）
 第五目から第八目まで 削除（第三百三十二条・第四百十条）」
 「第十一目 農産物加工指導センター（第四百四十八条・第五百十条）
 第十二目 削除（第五百五十一条・第五百四十四条）
 第十三目 林業試験場（第五百五十五条・第五百五十八条）
 第十四目 水産試験場（第五百五十九条・第六百六十三条）
 第十五目 水産増殖センター（第六百六十四条・第六百六十七条）
 第十六目 水産物加工研究所（第六百六十八条・第六百七十一条）
 第十七目 下北ブランド研究開発センター（第六百七十二条・第六百七十五条）
 第十八目 内水面水産試験場（第六百七十六条・第六百七十九条）
 「第十一目から第十八目まで 削除（第四百四十八条・第六百七十九条）」
 「第三十条中「部並びに」を「部及び」に改め、「及び室」を削る。
 第二章第一節の節名中「班」を削る。
 第六条の二に次の一項を加える。
 2 室長（第十八条の四第一項に規定する室長をいう。）は、政策推進室にグループを置くことができる。
 第七条中「商工観光労働部」を「商工労働部」に改める。
 第八条を次のように改める。
 （課等）

第八条 次の表の上欄に掲げる部に同表の下欄に掲げる課を置く。

部 名	課 名
総務部	財政課、秘書課、人事課、総務学事課、税務課、防災消防課、工 事検査課
企画振興部	企画課、市町村振興課、新幹線・交通政策課、情報政策課、統計 情報課
環境生活部	文化・スポーツ振興課、青少年・男女共同参画課、環境政策課、 原子力安全対策課、自然保護課、美術館整備・芸術パーク構想推 進課
健康福祉部	健康福祉政策課、健康医療課、薬務衛生課、高齢福祉保険課、こ どもみらい課、障害福祉課
商工労働部	商工政策課、経営振興課、工業振興課、新産業創造課、むつ小川 原振興課、資源エネルギー課、労政・能力開発課
文化観光部	文化観光推進課、国際課
農林水産部	農林水産政策課、団体経営改善課、構造政策課、流通加工課、農 産園芸課、りんご果樹課、畜産課、林政課、農村整備課、水産振 興課、漁港漁場整備課
県土整備部	監理課、整備企画課、道路課、河川砂防課、港湾空港課、都市計 画課、建築住宅課、高規格道路・津軽ダム対策課

2 課長（第二十二条第一項に規定する課長をいう。）は、課にグループを置くこと
 ができる。
 第九条第二項を次のように改める。
 2 出納局に経理課及び出納課を置く。
 第九条第三項中「前項に規定するもののほか、課長」を「課長（第二十五条の二の
 第三項に規定する課長をいう。）」に改める。
 第二章第二節の節名中「班」を削る。
 第九条の二中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号及び第七号を削り、第八
 号を第五号とし、第九号から第十五号までを三号ずつ繰り上げる。
 第十条の環境生活部の項の第一号中「及び国際交流」を削り、同条の商工観光労働
 部の項中「商工観光労働部」を「商工労働部」に改め、同項の第一号中「工業及び
 観光」を「及び工業」に改め、同項の次に次のように加える。

文化観光部

一 観光に関する事項

二 国際交流に関する事項

第二章第二節第二款の款名及び同款第一目の目名中「及び室」を削る。
 第十一条（見出しを含む。）中「総務部各課及び室」を「総務部各課」に改め、同条の財政課の項の第五号中「各課室」を「各課」に改め、「経費」の下に「（以下「各課共通経費」という。）」を加え、同条の総務学事課の項中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号から第十九号までを一号ずつ繰り上げ、第二十号を削り、第二十一号を第十九号とし、第二十二号を第二十号とし、同号の次に次の二号を加える。

二十一 行政文書の開示に係る事務の総括に関する事項。

二十二 個人情報保護に係る事務の総括に関する事項。

第十一条の総務学事課の項の第二十三号中「工事検査室」を「工事検査課」に改め、同項の第二十四号を次のように改める。

二十四 私立学校審議会、情報公開審査会及び個人情報保護審査会に関する事項

（個人情報保護審査会に関する事務中市町村振興課の分掌に係る事務を除く。）

第十一条の総務学事課の項の第二十五号中「及び室」を削り、同項中

「（情報公開室）」

二十六 行政文書の開示に係る事務の総括に関する事項。

二十七 個人情報の保護に係る事務の総括に関する事項。

二十八 情報公開審査会及び個人情報保護審査会に関する事項（個人情報保護審査会に関する事務中市町村振興課の分掌に係る事務を除く。）

削り、同条の防災消防課の項中第十号を第十一号とし、第五号から第九号までを一号

ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 自衛隊及び駐留軍の基地対策に係る連絡調整に関する事項。

第十一条の工事検査室の項中「工事検査室」を「工事検査課」に改める。

第十一条の二の企画課の項の第一号中「人事」の下に「組織」を加え、「旅費、

需用費のうち消耗品、燃料、印刷製本及び修繕に係るもの、役務費のうち電話料金に係るもの、使用料及び賃借料のうちタクシーの借上げに係るもの等各課に共通する経費」を「各課共通経費」に改め、同項の第六号及び第七号を次のように改める。

六 構造改革の総括に関する事項。

七 地方分権の推進に関する事項。

第十一条の二の新幹線・交通政策課の項に次の二号を加える。

七 鉄道施設に関する事項。

八 鉄道管理事務所に関する事項。

第十一条の二の統計情報課の項中第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 経済及び県民生活の動向の調査及び分析に関する事項。

第二章第二節第三款第三目の目名中「及び室」を削る。

第十二条（見出しを含む。）中「環境生活部各課及び室」を「環境生活部各課」に改め、同条の文化・スポーツ振興課の項の第一号中「及び予算」を「組織・予算」に、「支出命令」を「（各課共通経費に係るものを除く。）」に改め、「除く。」の下に「及び物品の管理」を加え、同項中

「（県史編さん室）」

二十七 県史の編さんに関する事項。削り、同項第二十六号中「及び室」を削

り、同号を同項第二十八号とし、同項中第二十五号を第二十七号とし、第二十四号を

第二十六号とし、第二十三号の次に次の二号を加える。

二十四 県史の編さんに関する事項。

二十五 ユニバーサルデザインに関する事項。

第十二条の国際課の項を削り、同条の青少年・男女共同参画課の項中

「（こどもの文化推進室）」

八 こどもの文化をはぐくむ環境づくりに係る施策の総合的な企画、調整及び

連絡に関する事項。

九 こどもの文化をはぐくむ環境づくりに係る施策の総合的な推進に関する事

項。

削り、第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六 こどもの文化をはぐくむ環境づくりに係る施策の総合的な企画、調整及び連絡

に関する事項。

七 こどもの文化をはぐくむ環境づくりに係る施策の総合的な推進に関する事項。

第十二条の環境政策課の項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、同項の第十二

号中「臭気」を「悪臭」に改め、同号を同項の第十一号とし、同項中第十三号を第十

二号とし、第十四号を第十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

十四 廃棄物及び不法投棄対策に係る施策の企画、調整及び推進に関する事項。

第十二条の環境政策課の項中

「(廃棄物・不法投棄対策室)

十七 廃棄物及び不法投棄対策に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。

十八 廃棄物の処理及び清掃に関すること。

を削り、第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、同号の前に次の一号を加える。

十五 廃棄物の処理及び清掃に関すること。

第十二条の原子力安全対策課の項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 原子力センターに関すること。

第十二条の自然保護課の項の第五号中「鳥獣保護及び狩猟」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化」に改め、同条の美術館整備・芸術パーク構想推進室の項中「美術館整備・芸術パーク構想推進室」を「美術館整備・芸術パーク構想推進課」に改める。

第十三条の健康福祉政策課の項の第一号中「及び予算」を「組織 予算」に、「支出命令」を「(各課共通経費に係るものを除く。)」に、「(薬務衛生課の支出命令及び収入命令に関する事務を除く。)」を「(を除く。)」及び物品の管理」に改め、同項第十八号を削り、第十七号を第十八号とし、第四号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 医療社会事業に関すること。

第十三条の健康医療課の項の第三号中「薬剤師」を削り、同項第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十四号までを一号ずつ繰り上げ、第十五号を削り、第十六号を第十四号とし、第十七号から第十九号までを二号ずつ繰り上げ、同項の第二十号中「保育士試験委員」を削り、同号を同項の第十八号とし、同条の薬務衛生課の項の第一号中「及び医薬販売業」を「医薬販売業及び薬剤師」に改め、同条のこともみらい課の項の第十号中「母子休養ホーム」を削り、同項の第十二号を次のように改める。

十二 社会福祉審議会及び保育士試験委員に関すること(社会福祉審議会に関する事務中こともみらい課の分掌に係る事務に限る。)

第二章第二節第二款第五目の目名中「商工観光労働部各課及び室」を「商工労働部各課」に改める。

第十三条の二(見出しを含む。)中「商工観光労働部各課及び室」を「商工労働部各課」に改め、同条の商工政策課の項の第一号を次のように改める。

一部内の人事、組織、予算(支出負担行為(各課共通経費に係るものを除く。))及び収入命令に関する事務を除く。)及び物品の管理並びにその他の庶務の整理に関すること。

第十三条の二の商工政策課の項中第九号を削り、第八号を第九号とし、第二号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 部の所掌事務に係る総合的な企画及び調整に関すること。

第十三条の二の商工政策課の項の第十号中「計量検定所」を「計量器の検定」に改め、同項の第十三号中「及び室」を削り、同項中

「(物産・貿易振興室)

十四 物産の販路拡張及び貿易振興の総合的な企画及び調整に関すること。

十五 物産関係団体の育成指導に関すること。

十六 県産品愛用に関すること。

り、同条の経営振興課の項中

「(街づくり商業振興室)

十 商業振興に係る施策の企画、立案及び推進に関すること。

十一 中心市街地活性化の推進に関すること。

十二 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会に関すること。

を第十二号とし、第八号の次に次の三号を加える。

九 商業振興に係る施策の企画、立案及び推進に関すること。

十 中心市街地活性化の推進に関すること。

十一 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会に関すること。

第十三条の二の工業振興課の項中第九号及び第十号を削り、第十一号を第九号とし、同条の新産業創造室の項中「新産業創造室」を「新産業創造課」に改め、同項に次の一号を加える。

六 工業総合研究センターの総合的管理に関すること。

第十三条の二の文化観光推進課の項を削り、同条のむつ小川原振興室の項中「むつ小川原振興室」を「むつ小川原振興課」に改め、同条の資源エネルギー課の項の第十号中「及び室」を削り、同条の労政・能力開発課の項中

「(地域雇用対策室)

十八 地域雇用対策の総合的な企画、調整及び連絡に関すること。

十九 雇用計画の策定に関すること。

二十 高齢者、障害者、駐留軍関係離職者等の雇用の促進に関すること。

を削

り、第十七号を第二十号とし、第十号から第十六号までを三号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の三号を加える。

十 地域雇用対策の総合的な企画、調整及び連絡に関する事。

十一 雇用計画の策定に関する事。

十二 高年齢者、障害者、駐留軍関係離職者等の雇用の促進に関する事。

第二章第二節第五款第五目の次に次の一目を加える。

第五目の二 文化観光部各課の分掌事務

(文化観光部各課の分掌事務)

第十三条の三 文化観光部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

文化観光推進課

一 部内の人事、組織、予算(支出負担行為)(各課共通経費に係るものを除く。)及び収入命令に関する事務を除く。(及び物品の管理並びにその他の庶務の整理に関する事。)

二 部の所掌事務に係る総合的な企画及び調整に関する事。

三 文化観光立県の推進に関する事。

四 観光振興に係る施策の企画、立案及び推進に関する事。

五 観光に係る調査及び統計に関する事。

六 国立公園、国定公園及び県立自然公園に関する事(施設に係る事務に限る。)

七 観光施設の整備促進に関する事。

八 旅行業及び通訳案内業に関する事。

九 コンベンションの誘致に関する事。

十 物産の販路拡張及び貿易振興の総合的な企画及び調整に関する事。

十一 県産品愛用に関する事。

十二 幹線開業効果の活用に関する事。

十三 観光関係団体、コンベンションビューロー及び物産関係団体の育成指導に関する事。

十四 文化観光審議会に関する事。

十五 内他課の主管に属しない事務に関する事。

国際課

一 国際交流の総合的な企画、調整及び連絡に関する事。

二 国際交流の総合的な推進に関する事。

三 旅券等の交付に関する事。

四 海外移住に関する事。

五 海外技術協力に関する事。

第十四条の農林水産政策課の項第十号から第十二号までを次のように改める。

十 農業経営及び農村生活に関する知識の普及に関する事。

十一 改良普及員の指導等に関する事(専門事項に係るものを除く。)

十二 農業生産指導の総括に関する事。

第十四条の農林水産政策課の項第十三号中「団体経営改善課、構造政策課、流通加工課、」を削り、「りんご果樹課の人事及び」を「第六条第三項の規定に基づき農林水産部に設置された機関の」に、「支出命令」を「(各課共通経費に係るものを除く。)」に改め、「除く。)」の下に「及び物品の管理」を加え、同項の第十四号中「農業研究推進センター、グリーンバイオセンター、農業試験場、畑作園芸試験場、フラワーセンター、りんご試験場及び畜産試験場」を「農林総合研究センター、水産総合研究センター及びふるさと食品研究センター」に改め、同項中

「(農業改良普及室)

十七 農業経営及び農村生活に関する知識の普及に関する事。

十八 改良普及員の指導等に関する事(専門事項に係るものを除く。)

十九 農業生産指導の総括に関する事。

り、同条の構造政策課の項の第八号中「農業経営士」の下に「及び青年農業士」を加え、同項の第十六号中「山村振興等農林漁業特別対策事業」を「新山村振興等農林漁業特別対策事業」に改め、同項中第二十二号を第二十六号とし、同号の前に次の三号を加える。

二十三 病害虫の防除に関する事。

二十四 肥料及び農薬の需給及び取締りに関する事。

二十五 境と調和した農業の推進に関する事。

第十四条の構造政策課の項中第二十一号を第二十二号とし、第十七号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第十六号の次に次の一号を加える。

十七 中山間地域等直接支払事業に関する事。

第十四条の流通加工課の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、同条の林政課の

項中

「(県産材振興室)

- 二十 木材の需給対策及び県産材の販売促進に関すること。
- 二十一 林産物の生産、流通及び加工に関すること。
- 二十二 林業構造の改善に関すること。

第二十二号とし、第十八号を削り、第十七号の次に次の四号を加える。

- 十八 木材の需給対策及び県産材の販売促進に関すること。
- 十九 林産物の生産、流通及び加工に関すること。
- 二十 林業構造の改善に関すること。
- 二十一 構造政策課及びりんご果樹課の予算(支出負担行為(各課共通経費に係るものを除く。))及び収入命令に関する事務を除く。)
- 及び物品の管理並びにその他の庶務の整理に関すること。

第十四条の農村整備課の項の第十四号中「農村環境整備事業」を「農村振興整備事業」に改め、同項中第二十五号を第二十六号とし、第二十四号の次に次の一号を加える。

- 二十五 団体経営改善課及び畜産課の予算(支出負担行為(各課共通経費に係るものを除く。))及び収入命令に関する事務を除く。)
- 及び物品の管理並びにその他の庶務の整理に関すること。

第十四条の水産振興課の項の第二十号を次のように改める。

- 二十 遊漁船業の適正化に関すること。
- 第十四条の水産振興課の項中第二十二号を削り、第二十一号を第二十二号とし、第二十号の次に次の一号を加える。

- 二十一 流通加工課及び漁港漁場整備課の予算(支出負担行為(各課共通経費に係るものを除く。))及び収入命令に関する事務を除く。)
- 及び物品の管理並びにその他の庶務の整理に関すること。

第十六条の監理課の項の第一号中「及び予算」を「組織、予算(支出負担行為(各課共通経費に係るものを除く。))に関する事務を除く。)

「(東北新幹線室)

- 十八 東北新幹線の建設促進に係る用地の買収並びに関係行政機関及び関係団体をとの連絡調整に関すること。

削り、第十七号を第十九号とし、第十六号を第十八号とし、第十五号を第十七号とし、

第十四号を第十六号とし、同号の前に次の一号を加える。

- 十五 東北新幹線の建設促進に係る用地の買収並びに関係行政機関及び関係団体との連絡調整に関すること。

第十六条の監理課の項中第十三号を第十四号とし、第十号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

- 十 解体工事業に関すること。
- 第十六条の整備企画課の項中第十三号を第十四号とし、第六号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。
- 六 建設工事に係る資材の再資源化等に関すること(他課の分掌に係る事務を除く。)

第十六条の港湾空港課の項中

「(空港整備推進室)

- 十 青森空港に関すること。
- を削り、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

- 九 青森空港に関すること。
- 第十六条の都市計画課の項中第八号を次のように改める。
- 八 新青森県総合運動公園の整備に関すること。

第十六条の都市計画課の項中

「(公園整備推進室)

- 十四 新青森県総合運動公園の整備に関すること。
- 十五 三内丸山遺跡を活用した公園施設の整備に関すること。
- 十六 その他都市公園に関すること。
- 十七 公園、緑地その他の公共空地に関すること(他課の分掌に係る事務を除く。)

削り、第十三号を第十七号とし、同号の前に次の一号を加える。

- 十六 柳町駐車場に関すること。
- 第十六条の都市計画課の項中第十二号を第十五号とし、第九号から第十一号までを三号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の三号を加える。
- 九 三内丸山遺跡を活用した公園施設の整備に関すること。
- 十 その他都市公園に関すること。

十一 公園、緑地その他の公共空地に関すること(他課の分掌に係る事務を除く。)

第十六条の建築住宅課の項中第二十五号を第二十六号とし、第十九号から第二十四号までを一号ずつ繰り下げ、同項の第十八号中「市街地再開発組合」の下に、「再開発会社」を加え、同号を同項の第十九号とし、同項中第十七号を第十八号とし、第三号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 建設工事に係る分別解体等の実施及び再資源化等の実施に関すること。

第十六条の二の二中「又は室」を削る。

第十七条の二の経理課の項の第一号中「人事」の下に「組織」を加える。

第二章第二節第四款の款名中「班等」を「グループ」に改める。

第十七条の三を削る。

第十八条中「課」を「政策推進室又は課」に改める。

第十八条の四の次に次の一条を加える。

2 グループリーダーは、上司の命を受け、グループの事務を掌理する。

第十八条の五第一項中「政策推進室」の下に「必要に応じ」を加え、同条第二項中「のうち室長が特に命じた重要事項を掌理する」を「に係る特に重要な事項について企画、調査及び立案を行う」に改め、同条第三項中「のうち室長が特に命じた事項を掌理する」を「に係る重要な事項について企画、調査及び立案を行う」に改め、同条第四項中「とともに総括副参事又は副参事の補佐的事務に従事する」を削る。

第十九条の次に次の二条を加える。

(スポーツ振興局長)

第十九条の二 環境生活部にスポーツ振興局長を置く。

2 スポーツ振興局長は、スポーツ振興に係る事業の支援に関する事項を総括整理する。

(理事)

第十九条の三 部に必要に応じ理事を置く。

2 理事は、特に命ぜられた重要な事項を総括整理する。

第二十条第一項に次のただし書を加える。

ただし、文化観光部は、次長一人とする。

第二十条第二項中「工事検査室」を「工事検査課」に改め、同条第三項中「情報政策課」を「新幹線・交通政策課」に、「新幹線・交通政策課」を「情報政策課」に改め、同条第四項中「国際課」を削り、「美術館整備・芸術パーク構想推進室」を「美術館整備・芸術パーク構想推進課」に改め、同条第六項中「商工観光労働部」を

「商工労働部」に、「新産業創造室及び文化観光推進課」を「及び新産業創造課」に、「むつ小川原振興室」を「むつ小川原振興課」に改め、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「農村整備課」を削り、「及び畜産課」を「畜産課及び農村整備課」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 文化観光部の次長は、部長を補佐し、部の事務を整理する。

第二十条の三を削る。

第二十一条を次のように改める。

(参事)

第二十一条 部に必要に応じ参事を置く。

2 参事は、特に命ぜられた事項を総括整理する。

第二十二条の二から第二十三条の四までを削る。

第二十三条から第二十三条の三までを次のように改める。

(グループリーダー)

第二十三条 課のグループにグループリーダーを置く。

2 グループリーダーは、上司の命を受け、グループの事務を掌理する。

(総括副参事)

第二十三条の二 必要に応じ総括副参事を置く。

2 総括副参事は、上司の命を受け、課の分掌事務に係る特に重要な事項について企画、調査及び立案を行う。

(副参事)

第二十三条の三 課に必要に応じ副参事を置く。

2 副参事は、上司の命を受け、課の分掌事務に係る重要な事項について企画、調査及び立案を行う。

第二十三条の三の二を削る。

第二十三条の四第一項中「及び室(むつ小川原振興室を除く。)」を削り、同条第二項中「課長又は室長」を「上司」に、「又は室の所掌事務」を「の分掌事務」に改める。

第二十三条の五第一項中「及び室」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 主幹は、上司の命を受け、課の分掌事務に係る企画、調査及び立案に当たる。

第二十三条の六第一項及び第二十四条第一項中「及び室」を削る。

第二十四条の三の見出しを「(課付)」に改め、同条第一項中「室に」を「課に」に、「室付」を「課付」に改め、同条第二項中「室付」を「課付」に改め、同条を第

二に、「室付」を「課付」に改め、同条第二項中「室付」を「課付」に改め、同条を第

二十四条の四とし、第二十四条の二の見出しを「(部付)」に改め、同条第一項中「課に」を「部に」に、「課付」を「部付」に改め、同条第二項中「課付」を「部付」に改め、同条を第二十四条の三とし、第二十四条の次に次の一条を加える。

(専門職)

第二十四条の二 別表第一の上欄に掲げる課に同表の中欄に掲げる職を置く。

2 前項に規定する職にある職員は、上司の命を受け、別表第一の下欄に掲げる職務に従事する。

第二十五条の四及び第二十五条の五を削り、第二十五条の三第一項中「出納局」の下に「の課」を加え、同条第二項中「特に命ぜられた事項に関する」を「課の分掌事務に係る重要な事項について」に、「に参画する」を「を行う」に改め、同条第二十五条の五とし、第二十五条の二の四第一項中「出納局」の下に「の課」を加え、同条第二項中「特に命ぜられた重要な事項に関する」を「課の分掌事務に係る特に重要な事項について」に、「に参画する」を「を行う」に改め、同条を第二十五条の四とし、第二十五条の二の三の次に次の一条を加える。

第二十五条の三 出納局の課のグループにグループリーダーを置く。

2 グループリーダーは、上司の命を受け、グループの事務を掌理する。

第二十五条の五の二を削る。

第二十五条の五の二第二項中「課長」を「上司」に、「所掌事務」を「分掌事務」に改め、同条を第二十五条の五の二とする。

第二十五条の六第二項を次のように改める。

2 主幹は、上司の命を受け、課の分掌事務に係る企画、調査及び立案に当たる。

第二十八条第二項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三項中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号から第二十四号までを一号ずつ繰り上げ、同条第四項中第七号を削り、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 原子力センター

第二十八条第四項第八号から第十一号までを次のように改める。

八 工業総合研究センター

九 農林総合研究センター

十 水産総合研究センター

十一 ふるさと食品研究センター

第二十八条第四項中第十二号から第二十三号までを削り、第二十四号を第十二号と

し、第二十五条を第十三号とする。

第四十九条第一号中「保全」の下に「(放射性物質に係るものを除く。)」を加える。

第五十一条中「公害部、環境管理部及び放射能部」を「及び公害部」に改める。

第五十二条第一項第三号中「及び原子力」を削り、同条第五項及び第六項を削る。

第五十三条第一項の表青森県環境保健センター弘前環境管理事務所の項の前に次のように加える。

青森県環境保健センター 青森環境管理事務所	青森市	青森市、東津軽郡、野辺地町、横浜町、六ヶ所村
--------------------------	-----	------------------------

第五十三条第二項第三号及び第四号中「水質汚濁」の下に「土壌汚濁」を加える。

第五十四条を削る。

第三章第二節第二款第三目の次に次の一目を加える。

第三目の二 原子力センター

(所掌事務)

第五十三条の二 原子力センターは、次の事務を所掌する。

一 環境放射線等の監視、測定及び分析に関すること。

二 立地した原子力施設の安全性に関すること。

三 原子力に関する知識の普及啓蒙に関すること。

(名称及び位置)

第五十三条の三 原子力センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
青森県原子力センター	上北郡六ヶ所村

(内部組織)

第五十三条の四 原子力センターに安全監視課及び分析課を置く。

(分掌事務)

第五十四条 安全監視課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 環境放射線等の監視及び測定に関すること。

二 立地した原子力施設の安全性に関すること。

2 分析課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 環境放射線等の分析に関すること。

第五十八条第二項中第三十二号を削り、第三十三号を第三十二号とし、第三十四号から第四十一号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三項中第十二号を削り、第十一号を第十二号とし、第十号を削り、第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、同項第七号中「生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）」を削り、「母子及び寡婦福祉法」を「及び母子及び寡婦福祉法」に改め、「及び知的障害者福祉法（昭和三十一年法律第三十七号）」を削り、「育成及び更生」を「及び育成」に改め、同号を同項第九号とし、同項中第六号を第八号とし、第三号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

三 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）の規定による知的障害者居宅生活支援事業等を行う者の監督に関すること。

四 療育手帳の交付に関すること。

第五十八条第三項に次の一号を加える。

十三 生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）に定める保護の措置に関すること。

第五十八条第四項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同条第六項を次のように改める。

6 前条に規定する福祉部の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

福祉調整課

一 第三項第一号から第八号までに掲げる事務（市の区域に係る児童扶養手当に關する事務並びに西北地方健康福祉こどもセンターにあつては、鱒ヶ沢町、深浦町及び岩崎村の区域に係る同項第二号及び第四号から第六号までに掲げる事務（第二号に掲げる事務中身体障害者手帳の交付に関する事務に限る。）を除く。）

二 第五十六条に規定する所管区域（市の区域を除く。）に係る第三項第九号から第十二号までに掲げる事務（西北地方健康福祉こどもセンターにあつては、鱒ヶ沢町、深浦町及び岩崎村の区域に係る同項第十二号に掲げる事務を除く。）

福祉推進課

第五十六条に規定する所管区域（市の区域を除く。）に係る第三項第十三号に掲げる事務

福祉推進第一課、福祉推進第二課及び福祉推進第三課

次項の規定による担当区域に係る第三項第十三号に掲げる事務

第五十八条第八項及び第九項を削り、同条第十項中「第四項各号」及び「第四項第二号」を「第四項第一号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十一項を同条第九項とする。

第六十二条第一号に次のように加える。

ロ 教員の人事に関すること。

第六十二条第二号中二を削り、ホをニとし、同号へ中「及び健康科学研究研修センター」を「健康科学教育センター及び健康科学研究センター」に改め、同へを同号ホとし、同ホの次に次のように加える。

ハ 科学研究費補助金に関すること。

第六十七条第一項中「及び看護局」を「看護局、医療連携室及び総合周産期母子医療センター開設準備室」に改め、同条第二項中「精神科」を「メンタルヘルス科」に改める。

第六十八条に次の二項を加える。

4 医療連携室の分掌事務は、次のとおりとする。

一 医療機関との連携に関すること。

二 看護相談に関すること。

三 医療相談に関すること。

5 総合周産期母子医療センター開設準備室の分掌事務は、次のとおりとする。

一 総合周産期母子医療センターの開設の準備に関すること。

第七十一条第一項及び第四項並びに第七十二条第三項中「看護部」を「看護局」に改める。

第七十五条の表中「と畜検査第一課、と畜検査第二課、と畜検査第三課、食鳥検査課」を「検査第一課、検査第二課、検査第三課、疾病鑑定課」に改める。

第七十六条第二項中「と畜検査第一課」を「検査第一課」に、「第一号及び第三号」を「第一号及び第四号」に、「とし、と畜検査第二課」を「並びに第二号に掲げる事務（三戸支所の担当区域に係る事務を除く。）とし、検査第二課」に、「と畜検査第三課」を「検査第三課」に、「食鳥検査課」を「疾病鑑定課」に改め、「第二号及び」を削り、同項第一号中「こと」の下に「（第三号に掲げる検査に関するものを除く。）」を加え、同項第二号中「こと」の下に「（次号に掲げる検査に関するものを除く。）」を加え、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 食肉に係る精密検査に関すること。

第七十七条第二項を次のように改める。

2 支所の分掌事務は、前条第二項各号に掲げる事務とする。
 第九十二条第一項中「の規定により、」を「及び第三項に規定する」に改め、「次
 の」を削り、各号を削る。

第九十四条に次の一号を加える。
 三 身体に障害のある児童、知的障害のある児童、身体障害者及び知的障害者を短
 期間入所させて必要な保護を行うこと。
 第九十五条の二の表中

医務科	
	を
小児科	整形外科
	に

「指導科」を「育成指導科」に改める。
 第九十五条の三第二項を次のように改める。

2 整形外科の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 児童の診療に関する事。
- 二 児童の理学療法に関する事。
- 三 児童の作業療法に関する事。
- 四 児童の言語療法に関する事。
- 五 調剤及び製剤に関する事。
- 六 処方せんの整理及び保管に関する事。

第九十五条の三第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、
 同条第四項中「指導科」を「育成指導科」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第
 三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

- 3 小児科の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一 児童の診療に関する事。
- 二 調剤及び製剤に関する事。
- 三 処方せんの整理及び保管に関する事。

第九十六条を次のように改める。

第九十六条 肢体不自由児施設は、次の事務を所掌する。

- 一 肢体不自由のある児童を治療するとともに、独立自活に必要な知識技能を与え
 ること。
- 二 身体に障害のある児童、知的障害のある児童、身体障害者及び知的障害者を短

期間入所させて必要な保護を行うこと。
 第九十九条第二項中第五号及び第六号を削り、第四号を第六号とし、第三号を第五
 号とし、第二号の次に次の二号を加える。

- 三 児童の作業療法に関する事。
- 四 児童の言語療法に関する事。

第九十九条の八の二中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 知的障害者福祉法の規定による更生援護の実施に関する市町村相互間の連絡調
 整、市町村に対する必要な援助の実施等に関する事。

第九十九条の八の三第二項中「第十条第一項」を「第十三条第一項」に、「第十九
 条の二第一項」を「第三十二条第一項」に改める。

第九十九条の八の四第二項第三号を削る。
 第三章第二節第三款の二の款名中「商工観光労働部」を「商工労働部」に改める。
 第九十九条の十二に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、出稼労働者に係る相談及び実態調査に関する事務に関
 する県外情報センターの担当区域は、次のとおりとする。

名 称	担 当 区 域
青森県企業誘致 東京情報センター	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈 川県、新潟県、山梨県、長野県
青森県北海道 情報センター	北海道
青森県大阪 情報センター	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥 取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、 愛媛県、高知県
青森県名古屋 情報センター	富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重 県
青森県福岡 情報センター	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児 島県、沖縄県

第三章第二節第三款の二中第一目の二から第一目の四までを削り、第二目を次のよ
 うに改める。

第二目 工業総合研究センター

(所掌事務)

第百条 工業総合研究センターは、次の事務を所掌する。

- 一 工業に関する試験研究に関すること。
- 二 工業に関する技術の産学官連携に関すること。
- 三 工業に関する技術の調査及び普及指導に関すること。
- 四 依頼試験及び機械の貸付けに関すること。
- 五 技術員の養成に関すること。

(名称及び位置)

第百条の二 工業総合研究センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
青森県工業総合研究センター	青 森 市

(内部組織)

第百条の三 工業総合研究センターに総合企画室、素材技術研究部及び環境技術研究部を置く。

(分掌事務)

第百条の四 総合企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 庶務に関すること。
- 二 試験研究の企画及び立案に関すること。
- 三 試験研究の総合調整に関すること。
- 四 技術の産学官連携に関すること。
- 五 技術の調査及び普及指導に関すること。
- 六 技術に係る情報の収集、加工及び提供に関すること。
- 七 技術員の養成に関すること。

2 素材技術研究部の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 インテリジェント材料及び高分子材料の開発に関する製造技術及び評価技術の試験研究に関すること。
- 二 その他材料開発に関する製造技術及び評価技術の試験研究に関すること。

3 環境技術研究部の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 省エネルギー及び省資源に関する試験研究に関すること。
- 二 環境負荷物質の排出抑制技術、回収技術、処理技術等の試験研究に関すること。

(弘前地域技術研究所)

第百条の五 工業総合研究センターに弘前地域技術研究所を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
青森県工業総合研究センター弘前地域技術研究所	弘 前 市

2 弘前地域技術研究所に技術普及部、生命科学研究部及び生活技術研究部を置く。

3 技術普及部の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 技術の調査及び普及指導に関すること。
- 二 依頼試験及び機械の貸付けに関すること。

4 生命科学研究部の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 バイオテクノロジーの試験研究に関すること。
- 二 食品に関する試験研究に関すること。

5 生活技術研究部の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 漆器、木工品、陶磁器等に関する試験研究に関すること。
- 二 プロダクトデザイン及びユニバーサルデザインに関する試験研究に関すること。
- 三 住宅の耐久性及び快適性に関する試験研究に関すること。

(八戸地域技術研究所)

第百条の六 工業総合研究センターに八戸地域技術研究所を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
青森県工業総合研究センター八戸地域技術研究所	八 戸 市

2 八戸地域技術研究所に技術普及部、機械システム研究部及びFPD研究部を置く。

3 技術普及部の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 技術の調査及び普及指導に関すること。
- 二 依頼試験及び機械の貸付けに関すること。

4 機械システム研究部の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 金属材料の加工技術及び機械加工技術の試験研究に関すること。

二 製造工程の自動化技術及び生産工程の省力化技術の試験研究に関する事
5 FPD研究部の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 フラットパネルディスプレイの製造技術の試験研究に関する事。
- 二 フラットパネルディスプレイの評価技術の試験研究に関する事。

第三章第二節第三款の二第三目から第九目までを削る。

第百条の二十七第三号中「前各号」を「前二号」に改め、第三章第二節第三款の二第十目中同条を第百条の七とし、第百条の二十八条を第百条の八とする。

第百条の二十九中「当該」を「同表の」に改め、同条を第百条の九とする。

第百条の三十第二項中「建築内装系インテリア・サービス科及び土木系建設システム工学科」を「土木系建設システム工学科及び造園科」に改め、同条を第百条の十とし、第三章第二節第三款の二第十目を同款第三目とする。

第三章第二節第三款の二第十一目を削る。

第百条の三十五中「第十五条の六第一項第四号」を「第十五条の六第一項第五号」に改め、同条第三号中「前各号」を「前二号」に改め、第三章第二節第三款の二第十二目中同条を第百条の十一とし、第百条の三十六を第百条の十二とし、第百条の三十七を第百条の十三とし、第百条の三十八を第百条の十四とし、同目を同款第四目とする。

第三章第二節第三款の二第十三目を削る。

第百四条第二項第三号中「農業試験場病害虫防除室又は畑作園芸試験場病害虫防除室」を「病害虫防除所」に改め、同項第十二号中「山村振興等農林漁業特別対策事業」を「新山村振興等農林漁業特別対策事業」に改め、同条第六項第八号中「鳥獣保護及び狩猟」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化」に改め、同条第十項ただし書中「事務を」を「事務のうち自然環境整備事業に関する事務を」に改め、同項第四号中「農村自然環境整備事業」を「農村振興総合整備事業」に改め、同項に次の一号を加える。

五 田園整備事業に関する事。

第百四条第十一項ただし書中「中南地方農林水産事務所にあつては、」を削り、同項第六号及び同条第十二項第十七号中「農村環境整備事業」を「農村振興整備事業」に改める。

第三章第二節第四款第二目から第八目までを次のように改める。

第二目 農林総合研究センター

(所掌事務)

第百八条 農林総合研究センターは、次の事務を所掌する。

一 農林畜産業に関する試験研究に関する事。

二 農林畜産業経営の調査及び研究に関する事。

三 種苗の育成及び配布に関する事。

四 植物の検疫並びに農作物についての有害動物及び有害植物の防除に関する事。

五 農業上有用な遺伝形質を有する生物資源の収集及び保存に関する事。

六 家畜の改良、繁殖、育成及び配布並びに飼料の栽培に関する事。

七 家畜の人工授精及び精液の分譲並びに家畜の人工授精用精液の採取等の受託に関する事。

八 林木等の種子の配布に関する事。

九 鳥獣保護センターの管理に関する事。

十 木材加工に関する技術の調査及び普及指導に関する事。

十一 依頼試験、木材加工の受託及び機械の貸付けに関する事。

十二 専門事項に係る改良普及員の指導等に関する事。

十三 技術員の養成に関する事。

(名称及び位置)

第百九条 農林総合研究センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
青森県農林総合研究センター	青 森 市

(内部組織)

第百十条 農林総合研究センターに総務室、総合企画室、経営研究室、普及指導室、水稲栽培部、水稲育種部、水田利用部、環境保全部、病害虫防除室、藤坂稲作研究部及び砂丘研究部を置く。

(分掌事務)

第百十一条 総務室の分掌事務は、次のとおりとする。

一 庶務に関する事。

2 総合企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

一 試験研究の基本的な計画の企画及び立案の総括に関する事。

二 試験研究の総合調整に関する事。

三 試験研究の進行状況及び成果の調査及び評価並びにこれらの管理に関する事。

- 四 試験研究の成果等の広報の総括に關すること。
- 3 経営研究室の分掌事務は、次のとおりとする。
 - 一 農業経営の改善の調査及び研究に關すること。
 - 二 農業経済及び農産物流通経済の調査及び研究に關すること。
 - 三 農村生活の調査及び研究に關すること。
 - 四 農業技術の経済評価及びその体系化に關すること。
- 4 普及指導室の分掌事務は、次のとおりとする。
 - 一 専門事項に係る改良普及員の指導に關すること。
 - 二 専門事項の調査研究に關すること。
 - 三 専門事項に係る地域農業改良普及センター等との連絡調整に關すること。
 - 四 専門事項に係る農畜産物の生産に關する情報の収集及び整理に關すること。
- 5 水稻栽培部の分掌事務は、次のとおりとする。
 - 一 稲の栽培改善の試験研究に關すること。
 - 二 稲の作況の試験研究に關すること。
 - 三 稲に係る農業機械及び農業施設の利用及び改善の試験研究に關すること。
- 6 水稻育種部の分掌事務は、次のとおりとする。
 - 一 稲の品種改良の試験研究に關すること。
 - 二 稲の奨励品種の原原種の生産及び原種の増殖に關すること。
- 7 水田利用部の分掌事務は、次のとおりとする。
 - 一 水田の高度利用に係る試験研究に關すること。
 - 二 転換畑における畑作物及び野菜の栽培改善の試験研究に關すること。
 - 三 その他畑作及び園芸に係る試験研究に關すること。
- 8 環境保全部の分掌事務は、次のとおりとする。
 - 一 農業環境の保全及び管理の試験研究に關すること。
 - 二 土壌改良の調査及び試験研究に關すること。
 - 三 肥料取締りに係る肥料の分析に關すること。
 - 四 農作物に係る水質汚濁及び土壌汚染の調査及び試験研究に關すること。
 - 五 残留農薬に關する調査及び試験研究に關すること。
 - 六 農業気象及び農業災害に係る試験研究に關すること。
 - 七 稲の施肥改善の試験研究に關すること。
- 9 病害虫防除室の分掌事務は、次のとおりとする。
 - 一 植物の検疫に關すること。

- 二 作物についての有害動物及び有害植物の防除についての企画に關すること。
 - 三 市町村、農業者又はその組織する団体が行う農作物についての有害動物及び有害植物の防除に対する指導及び協力に關すること。
 - 四 農作物についての有害動物又は有害植物による損害の発生予察事業に關すること。
 - 五 農作物についての有害動物及び有害植物の防除に必要な薬剤及び器具の保管並びに当該器具の修理に關すること。
 - 六 農作物についての有害動物又は有害植物による損害の発生予察に關する調査及び試験研究に關すること。
 - 七 その他農作物についての有害動物及び有害植物の防除に關すること。
 - 八 稲の病害虫防除の試験研究に關すること。
 - 10 藤坂稲作研究部の分掌事務は、次のとおりとする。
 - 一 寒冷地向けの稲の品種の改良の試験研究に關すること。
 - 二 稲の冷害防止の試験研究に關すること。
 - 三 稲の栽培改善の試験研究に關すること。
 - 四 稲の作況の試験研究に關すること。
 - 五 農業気象の観測に關すること。
 - 11 砂丘研究部の分掌事務は、次のとおりとする。
 - 一 砂丘地における農作物の試験研究に關すること。
 - 二 農業気象の観測に關すること。
- (病害虫防除所の名称、位置及び所管区域)
- 第一百十二条 病害虫防除所の病害虫防除所としての名称、位置及び所管区域は、行政機関条例の定めるところにより、次のとおりである。
- | 名 称 | 位 置 | 所 管 区 域 |
|---------------------|-----|--|
| 青森県農林総合研究センター病害虫防除室 | 黒石市 | 青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、東津軽郡、西津軽郡、中津軽郡、南津軽郡、北津軽郡 |
- (グリーンバイオセンター)
- 第一百三十三条 農林総合研究センターにグリーンバイオセンターを置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位置
青森県農林総合研究センターグリーンバイオセンター	青森市

2 グリーンバイオセンターに遺伝子工学研究部、細胞工学研究部及び微生物工学研究部を置く。

3 遺伝子工学研究部の分掌事務は、次のとおりとする。

一 遺伝子操作技術の利活用による有用な遺伝形質を有する育種素材の開発に係る試験研究に關すること。

二 前号の試験研究により開発された育種素材を利用した野菜及び花きの品種改良の試験研究（品種の適応性等の試験研究を除く。）に關すること。

4 細胞工学研究部の分掌事務は、次のとおりとする。

一 組織培養技術の利活用による有用な遺伝形質を有する育種素材の開発に係る試験研究に關すること。

二 前号の試験研究により開発された育種素材を利用した野菜及び花きの品種改良の試験研究（品種の適応性等の試験研究を除く。）に關すること。

三 組織培養技術の利活用による優良種苗の大量増殖技術の開発に係る試験研究に關すること。

四 農業上有用な遺伝形質を有する生物資源の収集及び保存に關すること。

5 微生物工学研究部の分掌事務は、次のとおりとする。

一 微生物の利活用による生物農薬の開発に係る試験研究に關すること。

二 微生物の利活用による土壌管理技術の開発に係る試験研究に關すること。

（畑作園芸試験場）

第百十四条 農林総合研究センターに畑作園芸試験場を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位置
青森県農林総合研究センター畑作園芸試験場	上北郡六戸町

2 畑作園芸試験場に栽培部、作物改良部及び病害虫防除室を置く。

3 栽培部の分掌事務は、次のとおりとする。

一 畑作物及び野菜の栽培改善の試験研究に關すること。

二 畑作物及び野菜の作況の試験研究に關すること。

三 畑作物及び野菜に係る農業機械及び農業施設の利用及び改善の試験研究に關すること。

四 野菜の鮮度保持及び貯蔵の試験研究に關すること。

五 畑地のかんがい栽培技術の試験研究に關すること。

六 農業気象の観測に關すること。

4 作物改良部の分掌事務は、次のとおりとする。

一 畑作物の品種改良の試験研究に關すること。

二 野菜の品種の適応性等の試験研究に關すること。

三 畑作物の奨励品種の原原種の生産及び原種の増殖に關すること。

四 野菜の種苗生産に關すること。

5 病害虫防除室の分掌事務は、次のとおりとする。

一 植物の検疫に關すること。

二 作物についての有害動物及び有害植物の防除についての企画に關すること。

三 市町村、農業者又はその組織する団体が行う農作物についての有害動物及び有害植物の防除に対する指導及び協力に關すること。

四 農作物についての有害動物又は有害植物による損害の発生予察事業に關すること。

五 農作物についての有害動物及び有害植物の防除に必要な薬剤及び器具の保管並びに当該器具の修理に關すること。

六 その他農作物についての有害動物及び有害植物の防除に關すること。

七 畑作物及び野菜の病害虫防除の試験研究に關すること。

八 畑作物及び野菜の土壌管理技術の試験研究に關すること。

九 畑作物及び野菜の施肥改善の試験研究に關すること。

（病害虫防除所の名称、位置及び所管区域）

第百十五条 病害虫防除室の病害虫防除所としての名称、位置及び所管区域は、行政機関条例の定めるところにより、次のとおりである。

名 称	位置	所 管 区 域
青森県農林総合研究センター畑作園芸試験場病害虫防除室	上北郡六戸町	八戸市、十和田市、三沢市、むつ市、上北郡、下北郡、三戸郡

(フラワーセンター)
 第一百六条 農林総合研究センターにフラワーセンターを置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
青森県農林総合研究センターフラワーセンター21あおもり	青 森 市

- 2 フラワーセンターに栽培開発部、生産技術部及び普及技術部を置く。
 - 3 栽培開発部の分掌事務は、次のとおりとする。
 - 一 花きの栽培改善の試験研究にすること。
 - 二 花きの品種改良の試験研究(遺伝子操作技術又は組織培養技術の活用による有用な遺伝形質を有する育種素材の開発に係る試験研究により開発された育種素材を利用した花きの品種改良の試験研究にあつては、品種の適応性等の試験研究に限る。)にすること。
 - 三 花きの種苗生産にすること。
 - 4 生産技術部の分掌事務は、次のとおりとする。
 - 一 花きに係る農業機械及び農業施設の利用及び改善の試験研究にすること。
 - 二 花きの病害虫防除の試験研究にすること。
 - 三 花きの土壌管理技術の試験研究にすること。
 - 四 花きの施肥改善の試験研究にすること。
 - 五 花きの鮮度保持及び貯蔵の試験研究にすること。
 - 5 普及技術部の分掌事務は、次のとおりとする。
 - 一 花きの栽培改善、施設生産、病害虫防除等に係る技術の体系化に関する試験研究にすること。
 - 二 花きの栽培改善、施設生産、病害虫防除等に係る技術の指導に関すること。
- 第一百七条 農林総合研究センターにりんご試験場を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
青森県農林総合研究センターりんご試験場	黒 石 市

- 2 りんご試験場に栽培部、育種部、果樹肥料部及び果樹研究センターを置く。
 - 3 栽培部の分掌事務は、次のとおりとする。
 - 一 りんごその他の果樹の栽培改善の試験研究にすること。
 - 二 りんごその他の果樹に係る農業機械及び農業施設の利用及び改善の試験研究にすること。
 - 三 りんごその他の果実の鮮度保持及び貯蔵の試験研究にすること。
 - 4 育種部の分掌事務は、次のとおりとする。
 - 一 りんごその他の果樹の品種改良の試験研究にすること。
 - 二 りんごその他の果樹の病害虫防除の試験研究にすること。
 - 三 りんごその他の果樹の施肥改善の試験研究にすること。
 - 四 りんごその他の果樹の樹体栄養の試験研究にすること。
 - 5 果樹肥料部の分掌事務は、次のとおりとする。
 - 一 りんごその他の果樹の病害虫防除の試験研究にすること。
 - 二 りんごその他の果樹の土壌管理技術の試験研究にすること。
 - 三 りんごその他の果樹の施肥改善の試験研究にすること。
 - 四 りんごその他の果樹の樹体栄養の試験研究にすること。
 - 6 果樹研究センターの分掌事務は、次のとおりとする。
 - 一 果樹の栽培改善の試験研究にすること。
 - 二 果樹の品種改良の試験研究にすること。
 - 三 果樹に係る農業機械及び農業施設の利用及び改善の試験研究にすること。
 - 四 果実の鮮度保持及び貯蔵の試験研究にすること。
 - 五 果樹の種苗生産にすること。
 - 六 農業気象の観測にすること。
 - 七 果樹の病害虫防除の試験研究にすること。
 - 八 果樹の土壌管理技術の試験研究にすること。
 - 九 果樹の施肥改善の試験研究にすること。
- 第一百八条 農林総合研究センターに畜産試験場を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
青森県農林総合研究センター畜産試験場	上北郡野辺地町

2 畜産試験場に繁殖技術研究部、家畜部、草地飼料部、養鶏部、和牛改良技術センター及び和牛改良資源センターを置く。

3 繁殖技術研究部の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 受精卵移植その他の家畜の繁殖技術の試験研究に関すること。
- 二 家畜の人工授精用精液の採取、保管及び分譲並びに家畜の人工授精用精液の採取等の受託に関すること。

4 家畜部の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 家畜の改良、育成及び飼養管理技術の試験研究並びに配布に関すること。
- 二 家畜の能力検定に関すること。

5 草地飼料部の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 飼料作物の品種改良及び栽培改善技術の試験研究に関すること。
- 二 飼料作物の病害虫及び害草の試験研究に関すること。
- 三 草地の土壌改良及び飼料作物の施肥改善の試験研究に関すること。
- 四 草地管理機械の利用及び改善の試験研究に関すること。
- 五 飼料の調整、加工、貯蔵及び分析に関すること。
- 六 農業気象に関すること。

6 養鶏部の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 鶏の育種及び改良の試験研究に関すること。
- 二 鶏の飼養管理技術の向上及び経営改善についての試験研究に関すること。
- 三 種鶏、種ひな及び種卵の配布に関すること。

7 和牛改良技術センターの分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 肉用牛の改良、繁殖、育成及び配布に関すること。
- 二 肉用牛の能力検定に関すること。
- 三 肉用牛の人工授精用精液の採取、保管及び分譲に関すること。
- 四 飼料作物の栽培に関すること。

8 和牛改良資源センターの分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 受精卵移植技術を利用した肉用種雄候補牛の生産に関すること。
- 二 クローン検定の実用化実験に関すること。
- 三 肉用牛の人工授精用精液の採取、収集、保管及び分譲並びに肉用牛の人工授精用精液の採取等の受託に関すること。

(林業試験場)

第百十九条 農林総合研究センターに林業試験場を置き、その名称及び位置は、次の

とおりとする。

名	称	位	置
青森県農林総合研究センター	林業試験場	東津軽郡	平内町

2 林業試験場の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 森林管理及び林業経営の調査及び研究に関すること。
- 二 林木等の育種及び育苗の試験研究に関すること。
- 三 林木等の育成技術の試験研究に関すること。
- 四 森林立地の試験研究に関すること。
- 五 林木の病虫害、雪害、風害等の試験研究に関すること。
- 六 水資源かん養等の公益的な森林機能の発揮に関する試験研究に関すること。
- 七 森林気象の観測に関すること。
- 八 実験林の管理に関すること。
- 九 林木等の種子の配布に関すること。
- 十 木材の品質等の調査及び研究に関すること。
- 十一 製材技術、木材の乾燥技術等の試験研究に関すること。
- 十二 食用きのこ類その他の特用林産物の試験研究に関すること。
- 十三 木材加工に関する技術の調査及び指導に関すること。
- 十四 木工品に関する試験研究の総合的企画及び調査に関すること。
- 十五 木工品に係る展示会、研究会、講習会等に関すること。
- 十六 木工品の工作及び塗装の技術に関する試験研究及び指導に関すること。
- 十七 木工品の材料に関する試験研究に関すること。
- 十八 依頼試験、木材加工の受託及び機械の貸付けに関すること。
- 十九 鳥獣保護センターに関すること。
- 二十 技術員の養成に関すること。

3 林業試験場に育林環境部、林産部及び加工技術部を置く。

4 前項に規定する林業試験場の各部の分掌事務は、次のとおりとする。

育林環境部

第二項第一号から第九号までに掲げる事務

林産部

第二項第十号から第十二号まで及び第二十号に掲げる事務（同号に掲げる事務中木工技術員の育成に関する事務を除く。）
加工技術部
第二項第十三号から第十八号まで及び第二十号に掲げる事務（同号に掲げる事務中木工技術員の育成に関する事務に限る。）

第三目 水産総合研究センター
（所掌事務）

- 第二百十條 水産総合研究センターは、次の事務を所掌する。
- 一 水産業（水産物の加工に係るものを除く。）に関する試験研究に関すること。
 - 二 水産資源の開発調査に関すること。
 - 三 水産業（水産物の加工に係るものを除く。）に関する技術の指導に関すること。
 - 四 水産動植物の種苗の生産及び供給に関すること。
 - 五 魚病の調査、予防等に関すること。
- （名称及び位置）
- 第二百十一條 水産総合研究センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
青森県水産総合研究センター	西津軽郡鰯ヶ沢町

（内部組織）

第二百十二條 水産総合研究センターに総合企画室、資源管理部、漁業開発部、漁場環境部及び八戸漁業用海岸局を置く。

（分掌事務）

- 第二百二十三條 総合企画室の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一 庶務に関すること。
 - 二 試験研究の総合調整に関すること。
- 資源管理部の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一 水産動植物の資源の管理に関する調査研究に関すること。
 - 二 水産動植物の生態に関する調査研究に関すること。
 - 三 漁業の経営に関する調査研究に関すること。
- 漁業開発部の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 水産動植物の資源の開発調査に関すること。
 - 二 漁具及び漁法の開発及び改良に関する試験研究に関すること。
 - 三 栽培漁業の定着促進に関する調査研究に関すること。
 - 四 沿岸漁場の整備開発に関する調査研究に関すること。
- 漁場環境部の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一 漁場環境の調査及び試験研究に関すること。
 - 二 漁況及び海況に関する調査研究並びにこれらの速報に関すること。
 - 三 試験船の運営に関すること。
- 八戸漁業用海岸局の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一 漁船との指導監督通信に関すること。
- （増養殖研究所）
- 第二百二十四條 水産総合研究センターに増養殖研究所を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
青森県水産総合研究センター増養殖研究所	東津軽郡平内町

- 2 増養殖研究所に浅海環境部、ほたて貝部、魚類部及び磯根資源部を置く。
- 3 浅海環境部の分掌事務は、次のとおりとする。
 - 一 浅海における水産資源の開発の調査及び試験研究に関すること。
 - 二 浅海における漁場環境の調査及び試験研究に関すること。
 - 三 海洋観測及び海況予報に関すること。
- 4 試験船の運営に関すること。
 - 一 ほたて貝部の分掌事務は、次のとおりとする。
 - 二 ほたて貝及びその他の貝類（磯根資源部の分掌に係るものを除く。）の増養殖の調査、試験研究及び指導に関すること。
 - 三 ほたて貝及びその他の貝類（磯根資源部の分掌に係るものを除く。）の種苗の生産及び供給に関すること。
- 5 魚類部の分掌事務は、次のとおりとする。
 - 一 魚類の増養殖の調査、試験研究及び指導に関すること。

- 二 魚類の種苗の生産及び供給に関すること。
 - 三 海面における魚病の調査、予防等に関すること。
 - 六 磯根資源部の分掌事務は、次のとおりとする。
 - 一 磯根資源の増養殖の調査、試験研究及び指導に関すること。
 - 二 磯根資源の種苗の生産及び供給に関すること。
- (内水面研究所)
- 第二百二十五条 水産総合研究センターに内水面研究所を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
青森県水産総合研究センター内水面研究所	十和田市

- 2 内水面研究所に研究開発部及び調査普及部を置く。
 - 3 研究開発部の分掌事務は、次のとおりとする。
 - 一 水産動植物の増養殖に関する試験研究に関すること。
 - 二 水産動植物の種苗の生産及び供給に関すること。
 - 三 内水面における魚病の調査、予防等に関すること。
 - 4 調査普及部の分掌事務は、次のとおりとする。
 - 一 水産資源の開発調査に関すること。
 - 二 水産動植物の増養殖技術の指導に関すること。
 - 三 水質及び底質の調査に関すること。
- 第四目 ふるさと食品研究センター

- (所掌事務)
- 第二百二十六条 ふるさと食品研究センターは、次の事務を所掌する。
- 一 農林畜水産物の加工に関する試験研究及び指導に関すること。
 - 二 農林畜水産物を加工した食品の販売流通に関する調査研究及び指導に関すること。

- 三 農林畜水産物を加工した食品の成分の分析及び調査研究に関すること。
 - 四 木工品のデザイン及び設計に関する指導に関すること。
- (名称及び位置)
- 第二百二十七条 ふるさと食品研究センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
青森県ふるさと食品研究センター	八戸市

- (内部組織)
- 第二百二十八条 ふるさと食品研究センターに総合企画室、水産食品開発部及び水産加工普及部を置く。
- (分掌事務)
- 第二百二十九条 総合企画室の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一 庶務に関すること。
 - 二 試験研究の総合調整に関すること。
- 2 水産食品開発部の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一 水産物加工利用の調査研究に関すること。
 - 二 加工水産物の改良に係る調査及び試験研究に関すること。
 - 三 水産物の理化学的、生物学的試験研究に関すること。
- 3 水産加工普及部の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一 水産物加工技術の指導に関すること。
 - 二 水産物加工浄化排水処理に係る調査、試験研究及び指導に関すること。
 - 三 食品添加物の調査、指導及び試験研究に関すること。
- (下北ブランド研究開発センター)
- 第二百三十条 ふるさと食品研究センターに下北ブランド研究開発センターを置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
青森県ふるさと食品研究センター下北ブランド研究開発センター	下北郡大畑町

- 2 下北ブランド研究開発センターに研究開発部及び指導普及部を置く。
- 3 研究開発部の分掌事務は、次のとおりとする。
 - 一 農林水産物を加工した食品の商品化に関する技術の試験研究に関すること(指導普及部の分掌に係る事務を除く。)
 - 二 農林水産物を加工した食品の販売流通に関する調査研究に関すること。

- 4 指導普及部の分掌事務は、次のとおりとする。
 - 一 農林水産物を加工した食品の商品化に関する技術の指導に関すること。
 - 二 商品デザイン及びパッケージングに関する調査研究に関すること。
 - 三 農林水産物を加工した食品の販売流通に関する指導に関すること。
 - 四 農林水産物を加工した食品の成分の分析及び調査研究に関すること。
 - 五 木工品のデザイン及び設計に関する指導に関すること。
- (農産物加工指導センター)
- 第三百三十一条 ふるさと食品研究センターに農産物加工指導センターを置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
青森県ふるさと食品研究センター農産物加工指導センター	上北郡六戸町

- 2 農産物加工指導センターの分掌事務は、次のとおりとする。
 - 一 農畜産物その他の食品の加工及び流通に関する試験研究及び技術指導に関すること。
 - 二 農畜産物その他の食品の分析、鑑定等に関すること。
- 3 農産物加工指導センターに加工指導部及びつがる農産物加工センターを置く。
- 4 加工指導部の分掌事務は、県南地域における第二項各号に掲げる事務とする。
- 5 つがる農産物加工センターの分掌事務は、津軽地域における第二項各号に掲げる事務とする。

- 第五目から第八目まで 削除
- 第三百二十二条から第四百十条まで 削除
- 第三章第二節第四款第十一目から第十八目までを次のように改める。
 - 第十一目から第十八目まで 削除
- 第四百四十八条から第四百七十九条まで 削除
- 第二百十四条第二項中、「八戸県土整備事務所」を削る。
- 第二百十七条第一項に次のただし書を加える。

ただし、第二号に掲げる事務のうちホに係るものにあつては、青森県土整備事務所に限る。
- 第二百十七条第一項第二号中ホをトとし、二をへとし、同への前に次のように加える

る。

ホ 柳町駐車場の駐車料金

第二百十七条第一項第二号八中、「変更の認可等」を削り、同八を同号二とし、同号口の次に次のように加える。

八 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）の規定による岩石採取計画の認可に係る手数料

第二百十七条第一項に次の一号を加える。

七 解体工事業者の登録に関すること。

第二百十七条第二項に次のただし書を加える。

ただし、第六号に掲げる事務にあつては、青森県土整備事務所に限る。

第二百十七条第二項中第四号を第五号とし、第二号を第四号とし、同項第二号中「（河川区域、河川保全区域及び国土交通省所管の国有財産（港湾区域及び港湾隣接地域に所在するものを除く。）の区域に係るものに限る。）」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 採石法の施行に関すること。

第二百十七条第二項に次の一号を加える。

六 柳町駐車場に係る事務的管理に関すること。

第二百十七条第三項ただし書中「から第五号まで」を「及び第三号に掲げる事務にあつては八戸県土整備事務所、第四号から第八号まで」に、「あつては、」を「あつては」に改め、同項中第五号を第八号とし、第四号を第七号とし、同項第三号中「（河川区域、河川保全区域及び国土交通省所管の国有財産（港湾区域及び港湾隣接地域に所在するものを除く。）の区域に係るものに限る。）」を削り、同号を同項第六号とし、同号の前に次の一号を加える。

五 採石法の施行に関すること。

第二百十七条第三項中第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 日本鉄道建設公団から委託を受けて行う東北新幹線の建設の事業の用に供する用地の買収及び補償並びに用地の買収に伴う登記の嘱託に関すること。

三 関係行政機関及び関係団体との東北新幹線の建設に関する事務の連絡調整に関すること。

第二百十七条第四項中「第七号」を「第八号」に、「第九号」を「第十号」に改め、第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）の施行に關すること（総務室及び建築指導課において分掌する事務を除く。）。

第二百十七条第五項に次のただし書を加える。

ただし、第二号に掲げる事務にあつては、青森県土整備事務所に限る。

第二百十七条第五項に次の一号を加える。

二 柳町駐車場に関する次のこと。

イ 工事の調査、設計及び監督に關すること。

ロ 工用材料の検査に關すること。

ハ その他技術的管理に關すること。

第二百十七条第十一項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、同項第八号中「に係る」を「（教育長及び警察本部長から委託された工事を含む。）に係る調査、」に改め、同号を同項第九号とし、同項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、同項第五号中「管理」を「建設及び管理」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 建設工事に係る分別解体等の実施及び再資源化等の実施に關すること。

第二百十八条の表中「青森県土整備事務所浅虫・駒込ダム建設所」を「青森県土整備事務所駒込ダム建設所」に、

「一 浅虫ダムの建設及び管理に關すること。」

二 駒込ダムの建設に關すること。」

「一 駒込ダムの建設に關すること。」

二 浅虫川浅虫ダムの管理に關すること。」

第二百二十条第一項の表中「青森港の」を「青森港及び小湊港の」に、「むつ小川原港の」を「むつ小川原港及び野辺地港の」に改める。

第二百二十三条の表八戸新幹線事務所の項を削る。

第二百四十五条の見出し中「、参与」を削り、同条第一項の表中

「青森港地方港湾審議会

八戸港地方港湾審議会

を削り、同条第二項中「及び参与」及び「青森県職

むつ小川原港地方港湾審議会

業能力開発審議会の」を削る。

別表第一中「第二十一条」を「第二十四条の二」に改め、総務部総務学事課の項を

削り、同表総務部工事検査室の項中「総務部工事検査室」を「総務部工事検査課」に

改め、同表企画振興部市町村振興課の項、企画振興部情報政策課の項及び環境生活部環境政策課の項を削り、同表環境生活部美術館整備・芸術パーク構想推進室の項中「環境生活部美術館整備・芸術パーク構想推進室」を「環境生活部美術館整備・芸術パーク構想推進課」に改め、同表健康福祉部の項を削り、同表健康福祉部健康医療課の項を次のように改める。

健康福祉部 健康医療課	歯科衛生指導 看護指導監	歯科衛生に必要な措置に係る計画の樹立及び調査、 歯科医療機関の指導並びに特に命ぜられた事務に従事する。 看護職員の養成及び確保に關する企画、調整及び指導並びに特に命ぜられた事務に従事する。
----------------	-----------------	--

別表第一健康福祉部薬務衛生課の項中「並びに薬局開設者等の指導の」を「薬局開設者等の指導並びに特に命ぜられた」に改め、同表健康福祉部高齢福祉保険課の項を次のように改める。

健康福祉部 高齢福祉 保険課	医療指導監	保険医療機関及び保険薬局並びに保険医及び保険薬剤師の指導、質問、検査等並びに特に命ぜられた事務に従事する。
----------------------	-------	---

別表第一健康福祉部こどもみらい課の項から農林水産部農林水産政策課の項まで及び農林水産部流通加工課の項から県土整備部河川砂防課の項までを削る。

別表第三青森県消費生活センターの項及び青森県男女共同参画センターの項中、「次長」を削り、同表青森県環境保健センターの項中「次長二人」を「次長」に改め、

「局長」を削り、同項の次に次のように加える。

青森県原子力センター	所長、次長、課長
------------	----------

別表第三健康福祉こどもセンターの項中「、健康づくり推進監（中南地方健康福祉こどもセンターに限る。）」を削り、同表青森県立保健大学の項中「学部長」の下に「、研究科長」を加え、「健康科学研究研修センター長」を「健康科学教育センター長、健康科学研究センター長」に改め、同表青森県立中央病院の項中「及び臨床検査部」を「臨床検査部及び栄養管理部」に、

看護局	局長、次長、看護指導監一人、総括主幹看護師、看護班長、主幹看護師、総括主任看護師、主任看護師
-----	--

看護局	局長、次長、看護指導監一人、総括主幹看護師、看護班長、主幹看護師、総括主任看護師、主任看護師
医療連携室	室長、次長
総合周産期母子医療センター開設	室長、室長補佐
準備室	

改め、同表青森県立つくしが丘病院の項中「看護部」を「看護局」に、「部長、副看護部長」を「局長、次長」に改め、同表保健所の項中「二人」の下に「保健医長（弘前保健所、八戸保健所及び上十三保健所に限る。）、衛生指導監（むつ保健所を除く。）、歯科衛生推進監（青森保健所に限る。）」を加え、同表福祉事務所の項中「次長」の下に「監査指導監」を加え、同表青森県計量検定所の項を次のように改める。

青森県工業総合研究センター	所長、次長、総括研究管理監、室長、研究調整監、部長、弘前地域技術研究所長、八戸地域技術研究所長、八戸地域技術研究所副所長
---------------	--

別表第三青森県産業技術開発センターの項から青森県機械金属技術研究所の項までを削り、同表農林水産事務所の項中「中南部農林水産事務所に限る。）」の下に「農産園芸推進監（三戸地方農林水産事務所に限る。）」を加え、同表青森県農業研究推進センターの項から青森県農業試験場の項までを次のように改める。

青森県農林総合センター	所長、次長二人、室長、研究調整監、総務管理監、部長、グリーンバイオセンター所長、畑作園芸試験場長、フラワーセンター21あおもり所長、りんご試験場長、畜産試験場長、林
-------------	--

に を

研究センター	業試験場長、県南果樹研究センター所長、和牛改良技術センター所長、和牛改良資源センター所長
青森県水産総合研究センター	所長、次長、室長、研究調整監、総務管理監、部長、局長、増養殖研究所長、内水面研究所長
青森県ふるさと食品研究センター	所長、次長、室長、研究調整監、部長、下北ブランド研究開発センター所長、農産物加工指導センター所長、農産物加工指導センター次長、つがる農産物加工センター所長

別表第三青森県畑作園芸試験場の項から青森県畜産試験場の項まで及び青森県農産物加工指導センターの項から青森県内水面水産試験場の項までを削り、同表県土整備事務所の項中「及び八戸県土整備事務所」を「八戸県土整備事務所及び十和田県土整備事務所」に改め、同表各出先機関共通の項中「場、」を削る。

別表第四第一号の表所（場、院、園、校、学院、館）長の項中「場、院、」を削り、同表総括研究管理員の項及び研究管理員の項を削り、同表部長の項中「部長」の下に「（健康福祉こどもセンター（三戸地方健康福祉こどもセンターを除く。）、福祉部及びこども相談部、青森県農林総合研究センターの藤坂稲作研究部及び砂丘研究部、青森県農林総合研究センター畜産試験場養鶏部並びに青森県農林総合研究センター林業試験場加工技術部の部長を除く。）」を加え、同表中

支所	支所長
環境管理事務所	事務所長
支場	支場長
分場	分場長
局	局長
地域農業改良普及センター	センター所長
家畜保健衛生所	所長
水産業改良普及所	所長
水産事務所	事務所長
漁港漁場整備事務所	事務所長
県南果樹研究センター	センター所長

当該所（場、局）の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

を

和牛改良技術センター所長	和牛改良資源センター所長	つがる農産物加工センター所長	ダム建設所所長	都市公園事務所所長	港湾管理所所長	ダム管理所所長	環境管理事務所所長	支所 長	弘前地域技術研究所所長	八戸地域技術研究所所長	地域農業改良普及センター所長	家畜保健衛生所所長	水産業改良普及所所長	水産事務所所長	漁港漁場整備事務所所長	グリーンバイオセンター所長	畑作園芸試験場所長	フラワーセンター21あおもり所長	りんご試験場所長	畜産試験場所長	林業試験場所長	増養殖研究所所長	内水面研究所所長	下北ブランド研究開発センター所長	農産物加工指導センター所長
<p>当該所(場、部、局)の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。</p>																									

に

ダム建設所所長	都市公園事務所所長	港湾管理所所長	ダム管理所所長	部長(健康福祉こどもセンター(三戸地方健康福祉こどもセンターを除く。))の福祉部及びこども相談部、青森県農林総合研究センターの藤坂稲作研究部及び砂丘研究部、青森県農林総合研究センター畜産試験場養鶏部並びに青森県農林総合研究センター林業試験場加工技術部の部長に限る。)	局長	県南果樹研究センター所長	和牛改良技術センター所長	和牛改良資源センター所長	つがる農産物加工センター所長	八戸地域技術研究所副所長	農産物加工指導センター次長	当該所の長を補佐し、当該所の事務を整理する。
---------	-----------	---------	---------	---	----	--------------	--------------	--------------	----------------	--------------	---------------	------------------------

改め、別表第四第二号の表健康づくり推進監の項を削り、同表総括研究管理監の項中「工業に係る先端技術に関する」を削り、同表研究管理監の項を次のように改める。

研究調整監	特に重要な研究項目の企画、立案及び調整に関する事務を整理する。
-------	---------------------------------

別表第四第二号の表りんご生産指導監の項の次に次のように加える。

農産園芸推進監	野菜、花き等の生産及び流通に関する調査及び指導並びに特に命ぜられた事務に従事する。
---------	---

別表第四第二号の表研究技監の項を次のように改める。

総務管理監
試験研究機関における事務的事項の管理及び特に命ぜられた事務に従事する。

別表第四第一号の表研究調整監の項を削り、同表建築調整監の項の次に次のように加える。

総括研究管理員	特に重要な研究項目の企画、立案及び調整に関する事務に従事する。
研究管理員	重要な研究項目の企画、立案及び調整に関する事務に従事する。

別表第四第二号の表所(場、院、園、校、学院、館)付の項中「場、院、」を削り、別表第四第四号の表学部長の項の次に次のように加える。

研究科長
研究科の事務を掌理する。

別表第四第四号の表中

健康科学研究研修センター長	健康科学研究研修センターの事務を掌理する。	を
健康科学教育センター長	健康科学教育センターの事務を掌理する。	に
健康科学研究センター長	健康科学研究センターの事務を掌理する。	

改め、別表第四第五号の表局長の項の次に次のように加える。

室長
当該室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

別表第四第五号の表次長の項中「局長を補佐し、同の事務を整理する。」を「局(室)長を補佐し、局(室)の事務を整理する。」に改め、同表副看護部長の項を次のように改める。

室長補佐
室長を補佐し、室の事務を整理する。

別表第五知的障害者福祉司の項中「第十条第三項」を「第十三条第三項」に改める。
別表第六青森県総合開発審議会の項中「三 県の職員」を削り、同表青森県環境審議会の項中「五 県の職員」を削り、「三十三人」を「三十二人」に改め、同表青森

県自然環境保全審議会の項中「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)及び温泉法(昭和二十三年法律第二百二十五号)」を「温泉法(昭和二十三年法律第二百二十五号)及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)」に改め、「六 県の職員」を削り、「三十三人」を「三十一人」に改め、同表青森県立病院運営審議会の項中「三 県の職員」を削り、「十四人」を「十三人」に改め、同表青森県保育士試験委員の項を削り、同表青森県准看護師試験委員の項中「一 学識経験を有する者」を「学識経験を有する者」に、「二十四人」を「二十人」に改め、同表青森県地方薬事審議会の項中「三 県の職員」を削り、「十五人」を「十四人」に改め、同表青森県国民健康保険審査会の項の次に次のように加える。

青森県 保育士 試験委 員	児童福祉法施行令 (昭和二十三年政令 第七十四号)第十三 条第十二項の規定に より保育士試験の合 格の決定その他保育 士試験に関する事務 を処理すること。	委員 長 委員 よる。	児童福祉法 施行令の 規定に よる。	二年 委員 長は 、健 康福 祉部 長を もつ て充 てる。	こ ど も み ら い 課
------------------------	--	----------------------	-----------------------------	---	---------------------------------

別表第六青森県障害者施策推進協議会の項中「五 県の職員」を削り、「二十人」を「十六人」に改め、同表青森県中小企業振興審議会の項中

「一 学識経験を有する者」を「学識経験を有する者」に、「二十人」を「十九人」に改め、同表青森県農村地域工業等導入促進対策審議会の項中「五 県の職員」を削り、「二十人」を「十七人」に改め、同表青森県文化観光審議会の項を削り、同表青森県むつ小川原開発審議会の項中「五 県の職員」を削り、「六十人」を「三十人」に、「むつ小川原振興室」を「むつ小川原振興課」に改め、同表青森県職業能力開発審議会の項の次に次のように加える。

審議会の項の次に次のように加える。

部	次	課	補	班	班	起案者
	長	長	佐	長	員	

を

部	次	課	グリ ル イ タ リ	グリ ル イ タ リ	起案者
長	長	長		員	

「第6」回警察の(ヤの三)中

何	出	経	課	班	班	起
決	務	理	長	長	員	年
定	納	課	補			日
	局	長	佐			及
	長					起
						者

を

何	出	経	グリ ル イ タ リ	グリ ル イ タ リ	起
決	務	理		員	年
定	納	課			日
	局	長			及
	長				起
					者

「第6」

「第6」回警察の(ヤの三)中

部	次	課	補	班	班	起案者
長	長	長	佐	長	員	

を

部	次	課	グリ ル イ タ リ	グリ ル イ タ リ	起案者
長	長	長		員	

「第6」回警察の(ヤの三)中

何	出	経	課	班	班	起
決	務	理	長	長	員	年
定	納	課	補			日
	局	長	佐			及
	長					起
						者

を

何	出	経	グリ ル イ タ リ	グリ ル イ タ リ	起
決	務	理		員	年
定	納	課			日
	局	長			及
	長				起
					者

「第6」

発行所・発行人	印刷所・販売人
青森市長島一丁目一番一号 青森県	青森市古川二丁目一七番五号 東興印刷株式会社

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭